

令和3年度第2回大府市情報公開・個人情報保護審議会会議録（要点記録）

令和3年11月22日（月）

大府市役所 201会議室

開会 午後2時

閉会 午後2時25分

出席委員	大府市情報公開・個人情報保護審議会会長	鈴木雅雄
	大府市情報公開・個人情報保護審議会委員	近藤伸一
	大府市情報公開・個人情報保護審議会委員	加藤誓夫
	大府市情報公開・個人情報保護審議会委員	伊藤園枝
欠席委員	大府市情報公開・個人情報保護審議会委員	鈴木正則

（事務局）

総務部長	玉村雅幸
総務部行政管理課文書統計係長	鈴置純
総務部行政管理課文書統計係主任	久野友生

（説明者）

都市整備部道路整備課道路保全係技師	川村一弘
-------------------	------

会長挨拶

雨の中、審議会に出席いただき感謝を申し上げますとともに、日ごろから当審議会の運営に多大なるご協力を賜り感謝を申し上げます。本日の審議会が充実したものとなるよう、適正な審議会の運営に努めたい。

大府市情報公開・個人情報保護審議会運営要領第5条第3項に基づき、会長の指名により、会議録署名委員を近藤伸一委員に決定した。

1 議題

(1) 防犯カメラの設置について

(事務局より資料N o. 1に基づき説明)

【質疑応答】

委員：資料N o. 1の24ページにある「防犯灯」とは、防犯灯にカメラが付いているということか。

道路整備課：通常、防犯カメラは電柱に取り付けるが、当該箇所における最も効果的な設置場所が電柱ではなく防犯灯であったため、防犯灯に設置することとなった。

委員：防犯カメラの設置がかなり増えている状況で、設置基準（ガイドライン）を設けて、機動的な設置ができないものか。

事務局：電柱や防犯灯については、一定の基準により取捨選択をして設置していると聞いている。建物の中の防犯カメラについては、特に明確な基準は設けていないため、施設の担当者が適宜判断をして追加している。

委員：各防犯カメラの機器について責任部署を明確にする必要があると考えている。また、情報漏洩に備えて防犯カメラの映像について誰が見たか、映像を取得したかを明確にしておく必要があると考えているので管理及び運用をしっかりと行っていただきたい。

事務局：誰が見たか、映像を取得したかについては台帳により保管をしている。また、映像は、担当部署の職員がSDカードを直接取り出すなど、情報漏洩には最大限の注意を払って提供している。また、防犯カメラの一覧や耐用年数については毎年、防犯カメラの設置状況について全庁的に照会しており、データベース化している。

委員：防犯カメラの変更や廃止についてもこの審議会に諮られるのか。

事務局：単に機械を更新する場合については審議会に諮ることはしないが、防犯カメラの撮影方向を変更する場合や、防犯カメラを廃止する場合は審議会に諮ることとなる。

委員：防犯カメラの仕様（解像度、撮影角度の変更等）が変わることはないのか。

道路整備課：道路整備課設置の防犯カメラについては、中部電力の「見守りポール」というサービスを利用しており、導入当初から、同じ機種を使用している。

委員：設置箇所について、要綱上、「必要最低限」とあるが、各防犯カメラの距離は関係あるか。

事務局：距離に関する基準は、事務局が把握している範囲では設けていない。「必要最低限」とは、例えば、「同一箇所に必要な以上の台数を設置しない」というような認識である。新規設置箇所については、要望の上がっている場所について必要性を精査した上で、この審議会に諮っているため、必要限度を超えた設置はないものと考えている。

## 2 その他

事務局から、行政文書開示請求及び自己情報開示請求の決定について不服申立の可能性のある案件が存在する旨、各委員に情報提供した。

以上